

第一回 安全・安心で持続可能な未来のための  
社会的責任に関する研究会  
議 事 録

内閣府国民生活局

第一回 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会  
議 事 録

1. 日時：平成 19 年 9 月 28 日（金）10：00～12：00
2. 場所：三井住友銀行 丸ノ内クラブ

議 事 次 第

1. 開会
2. 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会の開催について
3. 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について
4. 閉会

配 付 資 料

- 資料 1 . 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会の開催について
- 資料 2 . 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会委員等名簿
- 資料 3 . 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会運営要領（案）
- 資料 4 . 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会開催日程（案）
- 資料 5 . 関連文書の抜粋
- 「国民生活における安全・安心の確保策について」（平成 19 年 6 月 4 日国民生活審議会意見）
- 「長期戦略指針『イノベーション 25 』（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）
- 「日本経済の進路と戦略」（平成 19 年 1 月 25 日閣議決定）
- 資料 6 . 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の開催に向けての主要論点
- 資料 7 . マルチステークホルダープロセスについて
- 参考 1 . 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の開催に向けての主要論点・参考図表
- 参考 2 . 社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

委員名簿（五十音順）

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	秋山 をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長
	阿部 治	立教大学社会学部現代文化学科教授
	海野 みづえ	株式会社創コンサルティング代表取締役
	小畑 史子	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	上妻 義直	上智大学経済学部教授
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高 巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授
	谷本 寛治	一橋大学大学院商学研究科教授
	浜辺 陽一郎	早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士
	藤井 良広	上智大学大学院地球環境学研究科教授
	水口 剛	高崎経済大学経済学部准教授
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

出席者

（研究会）

松本委員長、秋山委員、阿部委員、小畑委員、上妻委員、城山委員、高委員、谷本委員、  
浜辺委員、藤井委員、水口委員

（事務局）

西国民生活局長、堀田官房審議官、岩崎企画課長、佐藤課長補佐、株式会社日本総合研  
究所

## 1. 開会

**事務局** 定刻になりましたので、ただいまから、第一回「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会」を開催させていただきたいと思っております。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会の冒頭の進行は、私、日本総合研究所 ESG リサーチセンターの佐藤浩介が務めさせていただきます。

なお、本研究会は、内閣府の委託を請けまして、内閣府国民生活局長の私的研究会として、弊社、日本総合研究所が内閣府と共同で運営するものでございます。

まずは、議事に入ります前に、お手元にお配りしました資料につきまして、確認させていただきます。

(ひととおり資料の確認)

それでは、委員の方のご紹介に移りたいと存じます。6月末に、ご都合がつかしました委員の皆様には有識者懇談会ということでお集まりいただき、すでに大多数の皆様お顔はご存知かと思っておりますので、通常でありましたら委員の皆様よりご挨拶・自己紹介を頂戴するところでございますが割愛させていただきます、私の方から皆様をご紹介させていただきます。

(委員ご紹介)

なお、本日は、ご都合により海野委員、山本委員がご欠席でございます。

続いて、会に先立ちまして、西達男内閣府国民生活局長より、皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

**西局長** 西でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。前回の懇談会の際も少しお話しをさせていただきましたが、今回から改めて、会合が正式に始まるということで、一言ご挨拶申し上げます。

皆様ご存知の通り、社会的責任問題につきましては、国内的にも相当高い関心を呼んでおります。また、国際的にも、社会的責任による取組促進ということを経済戦略として掲げて精力的に取り組んでいる国々もあると聞いております。そうした中で、私どもが所管します、国民生活審議会におきまして、安全・安心問題を取り上げて、検討させていただき、本年6月に意見をとりまとめました。その際に、これからの安全・安心問題を考える際には、やはり社会的責任の取組促進というのは非常に重要だということで、特に政策の枠組みとして、円卓会議の開催が提言されたわけでございます。私どもには初めての取組

でございます。内閣府はもとより、政府としても初めての取組ではないかと考えております。そのようなことで、まず基礎的な勉強をさせていただこうということで、この研究会を開催させていただくことにした次第でございます。どうか、先生方には忌憚のない、幅広い観点からご意見を賜って、これからの国民的な議論の盛上げに向けて我々も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます。

**事務局** ありがとうございます。

また、他の事務局のメンバーでございますが、こちらにつきましても、私の方から紹介させていただきます。

(事務局 紹介)

早速議事に入りたいと存じますが、まず本研究会の委員長を務めていただき、松本恒雄一橋大学大学院法学研究科教授より、一言ご挨拶をお願いします。

**松本委員長** 委員長を務めさせていただきます松本でございます。社会的責任の問題につきましても、政府の各府省庁、あるいは民間の団体組織におきまして、さまざまな取り組みがなされている中で、内閣府としてマルチステークホルダーの円卓会議という新しい試みをされるというところでございますが、このような新しい試みが従来の審議会や、あるいは政策会議と違った形でどのような成果を生み出していくことができるのかを考えますと、その構成をどのようにするのか、あるいはテーマをどのように選んで運営をどのようにしていくのが鍵となるところでございます。そこでこの研究会で、そのような点につきまして有識者の皆様からさまざまなお知恵を拝借したいと思っております。それではこれで最初の挨拶は終わりにしたいと思います。

**事務局** ありがとうございます。では、早速でございますがここからの議事進行につきましては、松本委員長にお願いしたいと思います。松本委員長よろしくお願い致します。

**松本委員長** それでは、議事を続けさせていただきます。

本日の議題は、「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会の開催について」及び「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議の在り方について」を予定しております。

まずは、「研究会の開催について」の説明を、事務局よりお願いします。

## 2. 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会の開催について

**事務局** 私の方から資料1、2、3、4についてご説明申し上げたいと思います。まず資料1の「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会の開催について」という資料をお出しいただけますでしょうか。この研究会の趣旨につきましては、ここに書かれているとおり、現状のグローバル化や技術革新の進展等の状況におきまして、組織がそれぞれの社会的責任を主体的に果たしていくことが一層求められている、とされております。

こうした中で、先の「長期戦略指針『イノベーション25』」、こちらは今年の6月に閣議決定されましたが、あるいは、国民生活審議会意見の中で6月に発表された「国民生活における安全・安心の確保策について」、こういった中におきまして、民の自主的な取組を支える環境整備を目的として「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議」といったものを開催することが提言されています。こういった提言を元にして、広く持続可能な発展に資することが期待され、また、いままでは官主導でありました規制社会から脱却し、市場規律とステークホルダーへの説明責任に立脚した健全な市場社会に移行することが今後の経済の活性化に貢献するということが考えられています。

そういったことを踏まえまして、今後の研究会おきましては、のところで書きましたとおり、二つのことを検討することが考えられるかと思えます。

まず一点目でございますが、開催・設置を予定されております円卓会議の制度設計といったことでございます。円卓会議の制度設計の中では、目的と審議事項、あるいは、機構と構成、具体的に設置された場合の運営方法・体制など幅広いことにつきまして検討を行うことが期待されます。

もう一点でございますが、社会的責任の取組促進に向けた環境整備のための方策、そういった基盤作りといったことでございますが、具体的には、社会的責任投資や社会的責任調達の促進策等、ならびに社会的責任の取組促進に向けた環境整備策の在り方について広く検討していただきたいと考えております。

続きまして資料2の方でございますが、本研究会の名簿でございます。そして、資料3の方でございますが、この研究会の運営要領案でございます。まず一番目でございますけれども、委員長及び研究会のところで、委員長は研究会を招集し、研究会の事務を掌握するとともに、委員長に事故がある場合はあらかじめその指名する委員がその職務を代理していただく、ということを考えております。二番目としましては、議事は公開、原則公開という形にさせていただきます。また、三番目に会議資料におきまして、会議終了後原則として公開させていただきます。四番目の、議事録のところでございますが、議事録は、発言者名を記載した議事録を、会議終了後おおむね1か月以内に公表することとさせていただきます。また、ならびに五番目の議事要旨でございますが、発言者名を記載しない形で、議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後速やかに公表させていただきます。そしての六番目でございますが、(1)に記載しました

が、委員長は、研究会における検討に資するため、必要に応じて一部の委員により構成されるワーキンググループを設けることができる。このワーキンググループにおきましては原則非公開とし、議事録等の公表は想定しておりません。

そして、資料4の方に移りまして、今後の近いところでの研究会開催日程、スケジュール案でございます。第一回研究会、これは本日でございます、本日におきましては、開催について、この後に、ステークホルダー円卓会議の在り方についてご議論していただきたいと思っております。そして、第2回は、約2週間後でございますけれども、10月11日に、ひきつづきましてステークホルダー円卓会議の在り方について、を検討していただくことを想定しております。そして今日から約1ヵ月後になりますけれども、10月30日の第3回研究会におきましては、さらに円卓会議の在り方についての議論を深めていただくとともに、さらに社会的責任の取組促進に向けた環境整備の方策についてといった点につきましても議論をしていただきたいと思っております。そして、11月以降は主に社会的責任の取組促進に向けた環境整備の方策についてご審議を頂戴し、来年の平成20年3月を目途に報告書の取りまとめに進みたいと思っております。私の方からは以上でございます。

**佐藤課長補佐** 内閣府の佐藤でございます。それでは資料5をお出しいただきまして、これまでの円卓会議の提言に関連します関連文書を、最初でございますので若干説明させていただきます。

まず、今年6月4日に国民生活審議会意見として出されました、「国民生活における安全・安心の確保策について」でございます。この中で、国民生活における安全・安心の確保策に資するため幅広い政策が検討、議論されたのですが、その中のひとつとして、企業等の社会的責任の取組促進について一章分を割いて説明しております。一枚めくっていただきますと、次ページの下のところ(3)のところから政策提言というところがございまして、アンダーラインを引いた部分、個々の企業等の取組を支える環境を社会全体として整備するためということで、このステークホルダー円卓会議開催が提言されています。また、円卓会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法については、以下の基本方針に従って、今後の国民生活審議会にて更なる検討を進めるとされています。

一枚めくっていただきまして5ページでございますが、日付は前後するのですが今年の6月1日に同様の円卓会議を開催するというのが、長期戦略指針「イノベーション25」の中で、閣議決定ということで、政府の方針として決定されています。

それからまた一枚めくっていただきまして最後のページになりますが、こちら今年の1月に、政府の経済政策の中期指針ということで閣議決定されました「日本経済の進路と戦略」でございます。こちらの中で、アンダーラインを引かせていただいておりますが、「規制から規律へ」というワードが記載されています。こちら内閣府の方で例えば内部統制ですとか、あるいはCSRを想定してここに記載させていただきます。この「規制から規律へ」という今回の資料としてご紹介させていただきます「論点ペーパー」のひとつでございます。

すので、予めご説明させていただきました。私の方からは以上です。

**松本委員長** ありがとうございます。

これらの資料のうち、資料3の運営要領(案)につきまして、よろしければ、研究会として取り決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。それでは案の通り取り決めさせていただきます。

早速ですが、運営要領の「1(2)」に基づきまして、委員長代理を置く必要がございます。私としましては、上妻委員に委員長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。上妻委員、よろしくお願いします。

それでは、次の議題でございます「円卓会議の在り方について」に移りたいと思います。まずは事務局より、資料の説明をお願いします。

### 3. 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)の在り方について

**佐藤課長補佐** 引き続き内閣府よりご説明致します。

まず資料の6でございます。「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議の開催に向けての主要論点」ということで、こちら内閣府の方で、こういった論点について検討すべきではないかということ、たたき台としてご用意させていただいたものでございます。今回、この資料もひとつの参考とさせていただきながら、議論させていただければと思っております。

まず円卓会議の目的や基本理念についての考え方ということでございますが、まず(1)目指すべき社会像と取り組むべき課題、進むべき方向ということでございます。まずと書かせていただいておりますが、これまでの公共的な、公共政策というのは、政府が規制というツールを使って実現してきたと、そういったシステムでございました。ところが、今も国境を越えたいろいろな経済活動、それから規制緩和の例を典型としまして、そういった政府の伝統的なやり方ではなくて、それぞれの組織がステークホルダーに対して説明責任を果たしていくと、そういったステークホルダーへの説明責任に立脚した、新しい経済システムを構築することが課題ではないかと、ということでございます。特にでございますが、企業、CSRのCということに着目いたしますと、こういったCSRの取組



を促進していくことは、結果的には官主導の規制社会から脱却して、またその安全技術だとか環境技術だとか、特に日本の強みを活かしたイノベーション、革新をする、結果的には日本の産業の競争力に資する、ということでございます。以上、 のような新たな経済社会の構築をすることによって目指すべき社会の方向性でございますが、それが、でございます。これは、安全・安心で持続可能な発展、持続可能な未来の実現ということを書かせていただいております。これについては、また後ほどふれさせていただきます。一枚めくっていただきまして、(2)でございます。こういった社会的責任の取組の促進をして、安全で持続可能な社会を築いていくためには、社会を構成する多様な主体の協働が必要であるということ、その協働を実現するにはどうしたことが必要なのかということで、マルチステークホルダープロセスが必要なのではないかとということで書かせていただいております。従来の審議会が、政府が任命した学識経験者が集まって、政府の政策について議論するのに対して、マルチステークホルダープロセスにおいては、ステークホルダーが集まって、政府、それから政府以外のいろいろなステークホルダー自身の取組について議論をしていく、そういったこれまでの政府の意思決定の仕組とは違うプロセスが必要なのではないかと、ということを書かせていただいております。

(3)でございますが、以上の(1)(2)を踏まえまして、円卓会議の目的を以下のように設定してはどうかということでございます。まずその広範なステークホルダー代表によって構成されるこの円卓会議というのは、マルチステークホルダープロセスに基づいた新しい社会の意思形成の仕組や取組推進の枠組を提供することを通じて、社会を構成する多様な主体の協働の在り方、それから個々の主体の組織、企業だとかいろんな組織の社会的責任の取組を支える基盤となるような環境整備を、総合的かつ戦略的に推進すること、そのようなことを通じて安全・安心で持続可能な未来を実現していくということを目的として設定してはどうかということでございます。

次に(4)についてでございます。次のページに移らせていただきます。さき程のマルチステークホルダープロセスとしての円卓会議をどのように具体的実現していくのかということでございます。三つにわけて論点をご説明させていただきますが、まず マルチステークホルダーでございますので、マルチな主体が参加するということでございます。それから でございますが、こちら資料のですね、参考1の図表をご覧いただければと思います。参考を一枚めくっていただきまして、円卓会議のイメージ図ということで、若干抽象的ではございますが、イメージを書かせていただいております。まず、マルチステークホルダープロセスを実現するために、ここにかかってくるのはボトムアップによる委員候補の選出ではないかとということでございます。各ステークホルダーグループが、こういった図にあります通り、関連団体による準備会合を通じてその審議に応じた委員候補を透明な過程を通じて選出していくということでございます。それから、資料6の でございますが、とはいっても、こういったボトムアップの選出過程はまだ日本では根付いていないものでございますから、この運営委員会というですね、これはまた後ほどご説明申

し上げますが、円卓会議のステークホルダーの共同事務局になるところが、この広範なステークホルダーの議論の参加を確保するために、いろいろな周知・啓発活動、それからいろいろな支援を行っていくことが必要になっていくということかと思えます。

資料 6 を一枚めくっていただきまして、ここは円卓会議で何を議論するのかということの案でございます。1 から 4 に分けておりまして、1 がイシューごとと申しますか、社会的課題ごとに議論すべきことということで、主に 3 つに分けて、まず 1 つ目は経済活動の基盤となる国民の身体や生命の確保に関わる国民生活の安全の確保に関わるもの。それからわが国の経済社会の持続可能性に関わるもの。環境問題であるとか、少子高齢化問題であるとか、ダイバーシティ社会の問題であるとか。それから最後でございますが、地球及び人類の持続可能性の確保に関わるもの。特に気候変動はもちろん発展途上国における貧困であるとか、人権問題などグローバル社会の持続可能性問題ひいては日本の持続可能性問題について議論していくべきではないかということです。2 のほうですが、これは社会的課題ごとというよりは横断的に取り組むべきものとして、いろんな社会的責任に関わる取組、例として、SRI だとかということについて挙げさせていただいております。3 つ目でございますが、これは一般の消費者であるとかの話を進めるための普及啓発活動など、これは欧米諸国では非常に取りざたされていると聞いておりますが、それからさらに、いろんな SR の取組を担う主体のキャパシティビルディングということになります。最後になりますが、政府が各省ごとにばらばらに取り組んでいる中で、こういったものを一元的に情報発信を着実に進めていくための方策について議論することとします。以上 1 から 4 に分けて書いてありますが、こういったことを基本としながら、原則的にはステークホルダー、つまり参加する主体自身がこの基本的な事項を元に円卓会議の審議事項として決定することとしてはどうかというご提案でございます。

それから次のページに行きまして(2)でございますが、このようにステークホルダー自身が審議事項を選んでいくにあたって注意すべきこととして 3 つの原則を設けてはどうかと。目的としましては、いろんな多様性に配慮したりだとか、いろんな関係者の合意を確保したりとか、そのための原則でございます。まず、でございますが、協働の原則ということで個々の主体が一方向的に要求をするものではなくて、相互に協力をし合って、単独ではなかなか解決しない課題、それから協働によって大きな成果をあげられる課題を選ぶこと。でございますが、先程の参考資料のほうを 1 枚めくっていただきますと、補完性の原則のイメージを図で描かせていただいております。まず、これはご存知の方も多いと思いますが、ヨーロッパの社会構造ということで参考にさせていただいております。まず、なんといいましても SR というものは個々の組織が固有のステークホルダーに対してどのように取組をしていくか、それからそのステークホルダーが組織をどう評価していくかということがやはり基本にある。この基礎的な関係を例えばいろんな分野別のネットワーク、それから地域別の取組が補完をしていく。さらにそれを、みんなでの取組が補完をしていく。そういった重層的な関係の中で、各主体の多様性を尊重しながら、SR を促進していく

ことが必要なのではないかということでもあります。具体的にはより小さい単位の取組によっては解決できないか、あるいはより大きな単位というものを重ねることで効果が拡大するような課題をこの円卓会議では取り扱うということです。それからでございますが、参加の原則ということで、これは国民生活審議会の意見書にもございましたが、個別の社会的課題ごとにつままして審議すべき事項を扱う際にはしっかりとそれに関わる関係者の合意と参加を得ることということでございます。

最後のページになりますが、円卓会議の機構と運営の考え方になりますが、これは構成としましては、基本的な事項を扱っていく総会と、それから専門的なトピックを扱っていく部会という二部構成にしてはどうかということでございます。それから、(3)になりますが運営委員会、これはステークホルダーが集まって運営委員会というものを設けて、その総会、部会の運営を行う、そして毎年度の審議方針の案を検討するという、それからステークホルダー別のいろんな取組を支援していくというようなことをやってはどうかということでもあります。

最後にその他のルールということで、これは円卓会議における議論を建設的で、かつ実効性のあるものにするために、国際的な議論の動向との整合性というものには、例えば今のISOのSRの規格の議論であるとか、との整合性をしっかり確保していくということ。それから、具体的な事例を取り上げる際には個別の企業であるとか個別の組織が批判を受けることのないように、例えば議事を非公開にするようなことを行うと。それからでございますが、ヨーロッパのマルチステークホルダーフォーラムでも同じようなルールが設定されていましたが、非生産的な批判を行う場ではなくて建設的な議論を行うと、もし、それで一方的な批判があった場合には議事に残さないなどのルールを設定すること。以上資料6の説明でございます。

資料7でございますが、このマルチステークホルダープロセスという、社会の意思決定の仕組は、まだ日本では馴染みがないということで、90年代以降の実例をもとに、試案ということで概念整理などを試みたものでございます。円卓会議の制度設計という本論からは若干逸脱する部分もございますが、どのようなトピックが円卓会議に馴染むのか、難しいのか、という議論をする取っ掛かりとして1つの参考としてご用意させていただきました。1枚めくっていただきますと、まずマルチステークホルダープロセスとはということと定義を明確に整理させていただいております。平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセスでございます。この平等代表性ということで、参加するステークホルダーが平等に参加して、平等に説明責任を負うということが重要であります。そこで扱うものも政策決定から、あるいはパートナーシップまで幅広い議題が扱われています。それからでございます。マルチステークホルダープロセスが登場してきた歴史的背景でございますが、これは80年代後半から議論されていますいわゆる持続可能な発展に関わる議論の中で登場したということで、特に持続可能な発展については、当事者たるステークホルダーが参画するプロセ

スが必要であるということで、例えば「アジェンダ 21」の中に提唱された「持続可能な開発委員会(CSD)」が設置されています。それ以降、国際社会においては、いろんなテーマ、環境とか消費者問題、それからいろんなレベルにおいて適用されてきています。

1枚めくっていただきまして、まずマルチステークホルダープロセスが適する条件でございますが、当然のことでございますが、参加主体間に対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと、それから取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること、それから最終目的が参加主体間である程度共有され、少なくとも最終目的は共有されて、それを達成する合理的な可能性が見えていることでございます。

マルチステークホルダープロセスによって得られるメリットでございますが、まず信頼関係の醸成だとか、ウィンウィンアティチュードの創出でございます。b)とc)が特徴的な部分だと思いますが、広範なステークホルダーが参画することによって、決定や合意等への幅広い正当性が確保されること、c)でございますが、当事者が主体的に参画することによって、そのコミットメントが醸成されるといいますか、参加主体自身の取組が促されるということでございます。d)とe)、これは関連していますが、3主体以上の関与によって単独では解決できないものが解決可能になるだとか、囚人のジレンマ的な状況が回避されるといったことでございます。

マルチステークホルダープロセスの類型ということで、これまで国際社会で実践されてきたものに、5つの分類で類型化を試みさせていただいております。まずステークホルダー利害折衝型、利害対象が存在する場合にその妥結点を模索すること、これは有名なシェル石油のプレントスパー問題などがございます。それからコミットメント形成型ということで、ステークホルダーの議論への主体的な参加ということで、取組の実効性が確保されるということでございます。それから規範形成型ということで、GRIだとか、森林環境協議会、いろんな持続可能性に関する取組がこれに類するかと思いますが、広範なステークホルダーが参画して意識水準をすり合わせることによって、幅広い正当性を持った規範を形成する、ということでございます。1枚めくっていただきまして、情報や認識をステークホルダーが共有していくことを目的とする、これはヨーロッパのマルチステークホルダーフォーラムや、欧州委員会はもう少しいろいろなことを考えていた様子ですが、結果的には情報や認識を共有するような形になったものかと思えます。最後でございますが、ステークホルダーが何らかの政策提言を行っていくような形でございます。ヨーロッパのマルチステークホルダーフォーラムなんかもこういった形になるのかと思えます。

最後に補足でございますが、ヨーロッパのマルチステークホルダーフォーラムにつきましては、参考の2ということで事実関係を整理させていただいておりますので、ご参考までに配布させていただいております。以上、内閣府からの説明でございました。

**松本委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を参考にいただきながら、資料6であげられている、主

要論点につきまして、資料 7 や参考資料 1 を参考にしながら、どうぞ自由にご発言をしていただきたいと思います。どの部分からでも結構ですからどうぞご意見をお出し下さい。

**谷本委員** ひとつ確認なのですが、6月に懇談会をやりました。そこでの議論というのをどう踏まえて考えていくのか。実際にはいくつか、今日の資料の中ではもうそこでの意見も反映されているものがあるのですが、フォーマルな研究会は、実は今回が初めてではある訳です。そこでの発言やポイント等をもう一度確認する必要があるのか、それとも、もうそれをふまえた上でそこから先のことだけで良いのか。この研究会が、若干不規則な形で始まってしまったので、その確認をお願いします。

**松本委員長** その点につきましては、ここからスタートということで、もう一度繰り返していただいても結構だと思いますが、大方了解をいただいているというようなことであれば、簡単にメンションしていただいて、記憶を確認していただくというような形でも結構ですし、その辺りはお任せします。6月の懇談会でもう終わっているのだということではなく、ここから正式な記録を残す会合になると思いますので、どうぞご発言ください。

**谷本委員** 1時間ちょっとの中で、特に資料 6 に関する議論になってくると思うのですが、この円卓会議の中で何を議論するのかということと、円卓会議の設計ということと、大きく二つあるのだと思うのですよね。

最初の方の中身については、資料 6 の 4 ページにある程度はまとめられていると思うのですが、(1)のところにあるものが、まず、どんな日本の社会が、5年後 10年後にあるべきかというような、ビジョンのようなものをある程度共有する、あるいは何らかの形で形にしておくのか、そのあたりはこれからかもしれませんけれども。安全・安心のキーワードから入ってきて、国民生活審議会の中で流れてきた、その中でこの研究会が位置づけられている訳ですから、今はこういう状況にあると思うのです。ではずっと、安心・安全というキーワードを中心にしていくのかという問題で、持続可能な社会を作るのだということであれば、安全・安心も重要な課題ですが、考えようによってはなんでもかんでも安全・安心かもしれないのですが、もう少しその辺りの、議論すべき、議論というか我々が前提に持っていくようなビジョン、円卓会議の中でそのようなビジョンを持って、具体的に、ではどうしていけば良いのだと、何を具体的に取り組んでいくのだというようなことを、位置づけていくことがある。ですから、そのようなことであれば、この前に少しお話ししましたが、いきなり社会的責任投資をどうしたら定着させられるだろうかというような、急に具体的な、非常に具体的なテーマに一気に落ちる訳がなくて、もう少しその間に議論すべきことがある。その中で具体的な取組については市場関係の整備と書かれていますが、そちらの方が、例えば片括弧にあるような、そちらの方が主だと思う。SRI だけをという話ではもちろんないと思う。CSR を定着させていくためには、様々な市場関係の整備とい

うことも必要だろうというようなことになってくると思います。

もう一つ、制度設計についてはかなり後半の方の資料でもありましたが、日本の場合は、EU と全く同じように考えられないということは、皆さんご了解の通りだと思いますが、すでに NGO などのネットワークが出来上がっていて、その本部がブリュッセルに集まっています、その代表がロビイングであるとか、あるいはフォーマルな会議の場に出て行ってそのような状況と同じように設計する形はできないかが、積み重ねというか、これまで必ずしも横のネットワークが強くなかった消費者団体であったり、NPO・NGO のネットワークについて、自主的に色々集まってもらうような、さらなる円卓会議があって、そこの代表というのは、どこかの大きな団体とか、そこから出せば良いのではなくて、そこの、それぞれのネットワークの中から、どなたかが一人代表で出てもらって、またそちらから、円卓会議での議論を持ち帰っていくという、いまここで書かれている形になっていけば良いのだろうという、いまのところ、とにかく二つ、議論したいということでありませう。

**阿部委員** 実は私も、谷本委員と同じ意見で、最初にこのことを確認したかったのです。6月も言ったかもしれないのですが、今回 SR の議論をする、マルチステークホルダーミーティングの制度設計、これは非常によろしいと思います。これは是非やって行きたいと思っているのですが、前提として、先程も谷本委員がおっしゃいましたけれども、目指すべき社会像、あるいは安全・安心で持続可能な未来、といったときに、日本にはビジョンがありません。残念ながら政府は作っていない。6月に総理が「21世紀環境立国戦略」というものを作りましたが、環境だけです。ご承知の通り、既にヨーロッパや主要な国々は作っている訳です。それは環境だけでなく持続可能性の中での環境、経済、社会といった社会構想を含めたものを作っている、それを国家ビジョンとして作っていて、そのいくつかの国はやっていくのだという、非常に明快である訳です。マルチステークホルダーミーティングでやっていくなかで、個別の具体的な課題をやってくのだ、それを審議するための組織なのだと。一方で持続可能な未来とあげているのだけれども、これは何なのだろうかということなのです。というのも私は、日本政府と NGO が 2002 年のヨハネスブルグサミットで提言した持続可能な開発のための教育の国連の 10 年というのを、国内外で進めておるのですが、100 団体以上の NGO が加盟している推進団体の代表をしております。その中でこれは日本政府が提案した持続可能な社会を実現するための教育運動で、世界が取り組んでいるのですが、持続可能な社会といったときの、ビジョンが日本にはないのです。ビジョンがないなかで、持続可能な社会のための教育って何なのだろうと。方法論だけが出ているという、ビジョンが共有されておらず、提案国である日本で、この運動を進めていく場面に非常に混乱している訳です。ですからこういう形で、具体的な課題について、ステークホルダー会議をやりませうというのは良い、非常に大事なことです、ビジョンが共有できるかは別として、前提として、持続可能な社会はこういうものだ、日本で考えた時の環境、経済、社会をまさに総合的に見た統合的なビジョンはこうなのだ、ということをし

っかりと打ち出していかなくてはならないのではないかと。残念ながら日本では、縦割りの中で、それぞれの省庁が、それぞれの中で自分の、ご自身の、といいますか、事業を持続させるための計画は持っておられますが、政府としてはもっていない。このことは、ここでお聞きするのは場違いかもしれないのですが、国民生活局なのですけれども、それでも内閣府ですから、内閣府として、その辺をどのような展望を持っているのか、初回ですので、具体的にさせていただきたいと思います。なかなかお答えは難しいかと思いますが、これが一点です。

もう一点は、これも6月の時に申しあげたのですが、NGOの場合、SRは欧米で進んで来ているといった時に、ひとつは企業、政府に対する対抗軸としてのNGOが存在している。緊張関係の中でこれが醸成されてきたということがあると思います。私も多くのNGOに関わっておりますが、残念ながら日本では、政府、企業に、緊張関係を作るような、そういったNGOは残念ながら存在しているとは言いがたいのです。そのような中で、マルチステークホルダーは必要なのですけれども、あるいはSRは必要なのですけれども、そのような状況の中で、どう、SRを日本で確立していくのか。日本企業もその辺り非常に苦心しておられますが、企業の中でのステークホルダーの報告をしているところもあるが、彼ら自身、日本には対抗軸となるNGOが幸か不幸か存在していない。そのことは自覚しておられるのですよね、日本の特殊性なのですが、そこをどう考えていくのか。

もう一つは先程谷本先生もおっしゃった代表性の問題ですね、これも今の所に関係するのですが、これはNGOだけの問題ではありませんけれども、代表性をどう担保していくのか、それができるような仕組みも、先程もおっしゃいましたが、そのようなものをあわせてやっていく必要がある。つまり、内閣府とは離れたところで、第三者的にもそういったものをサポートするような組織が必要なかなという気がいたします。今回、最初なので先程の回答を少し、事務局から、あるいは審議官の方からコメントをいただければと思います。

**堀田官房審議官** 今、阿部先生から政府はビジョンを作ったことがない、ということでしたが、経済企画庁時代に経済計画というのをずっと作ってきまして、政府の閣議決定で、主に経済が中心のところがあつたのですが、それでも、一応国家の進むべき方向みたいなものは示そうとしてきた歴史があつて、中曽根政権の時だつたかと思いますが、計画の時代は終わったと、あるいは計画という言葉はだんだん使わなくなつたのですが、ビジョン的なものは何度か作ってはきた訳です。私の最近の経験で言いますと、竹中大臣が経済財政諮問会議の担当大臣のときに、正確な名前は忘れましたが、2030年に向けたビジョンを作りました。それは4つのワーキンググループからなつておりまして、マクロ経済、国民生活、国際経済、もうひとつは記憶にないのですが、そのようなかたちでビジョンも作つてはいるのです。これは政府が作つていますから、審議会の有識者の方々に入つていただきまして、作つていただく訳ですけれども、正直申しまして、なかなか国民の

皆さん全体と、そのようなビジョンを共有するという事は、難しいなど。一生懸命 PR はしたのですが、それでもほとんど知られてはいないのではないかなという気がして、鶏か卵かどちらかはわからないが、やはり円卓会議みたいなところに、政府がこういうビジョンでどうかというのが本当に良いかどうかですね、皆さんの議論の中で出てきたものが一つの方向であるべきなのではないかという気もして、まさに、最初にビジョンありきなのか、あるいは議論していく中でビジョン的なものができるのか、そこは私も今の所、判断がつかかれています。ただ大きなコンセンサスというか、やはり何かあるような気がする、そこをどう見つけていくのか。みなさんの議論から出てくるのが良いのではないかという気がしております。個人的な意見も含めまして。

**松本委員長** それでは、藤井委員、水口委員と順次どうぞ。

**藤井委員** 2つあります。1つは先程も出ました代表性の部分で、ステークホルダーの代表は誰なのだという基本のところ。ここでは事業者団体代表、消費者団体、労働組合代表というふうに書いています。しかし、例えば、NGO、NPO の場合、NPO の代表は誰ですか、という議論を今、NPO の方のヒアリングしても出てこない。そのような仕組みになっていないということです。では、投資家代表というのはいくのか、では労働者代表はいるのか、それは労働組合代表なのか、労働者代表といえるのか。今の労働組合は労働問題を、外国の労働問題を含めて、色々調べておられますけれども、労働問題全体の当事者とは言い切れない訳です。あるいは消費者団体もすべての消費者を網羅していない。では、経団連、同友会はどうか。まさに多様な企業の中で、BtoB の企業と、コンシューマーを対象とする BtoC の企業は視点が違いますし、グローバル企業と、国内の企業、中小企業とも違う訳です。どうしても業界団体の意見を聞くと、平均的な答えしか出てこない。これで、はたして、円卓会議で建設的な協働の議論、発言ができるのかという率直な疑問がまず、あります。代表性というところは、簡単に既存の団体の代表から選ぶだけでは、今までの審議会となら変わりが無い。もちろん個々の方で産業界にも、消費者団体にも、組合にも、大局観のある有志の方々はいらっしゃいますから、その方々が、本当に自分の所属する業界の利害だけではなくて、建設的な意見をまとめられるのか、あるいは円卓会議の議論を持ち帰って団体全体を鼓舞していけるのかということです。そのような人材を選ばないと、結局、審議会と変わりが無いということです。

もう一点、政府との関係なのですけれども、「規制から規律へ」というのはキャッチフレーズとしては良いのですけれども、はたして規律だけで世の中まわるのかという懸念があります。ワンフレーズでは良いのですけれども、一方で、既存の規制が十分に守られていないということが一方である訳です。もちろん、何でも規制すればいいと言うわけではないのは当たり前なのですが、政府の役割というのは、あくまでも民間とは違うものがある訳です。何でも民間へ投げ込めばいいとか、あるいは「官から民」というメディア的風潮



に、安易に乗るだけではなくて、官民の役割分担は明確にしましょうということだと思います。その上で民間の役割というものがものすごくあると思うのです。そのような視点から見ると、ここで上げられている「補完性の原則」のご紹介は、私の理解では少し誤解を招くと思うのです。元になっている EU の補完性の原則というのは、共通の原則は皆で作って守りましょうという大前提を確認した上で、しかし、地域によったり、国によったり、企業によったり、あるいは歴史的な伝統があったり、コミュニティの固有の問題などがあったりして、共通の原則が必ずしもフィットしない場合がある。従って、あまり大きな問題ではないものについては、それぞれの地域性を配慮しましょう、しかしそれは好き勝手にやるのではなくて、一方で比例(均衡)の原則というものがありますから、全体と整合性を取って大きな流れのなかで、柔軟性は個別具体的なところに任せる、というものです。ですから、ここに書いてあるような、大きな存在である国が、全体を補完するということは実は本来の補完ではないですね。国の役割は本来、全体の基盤を作るということです。それが、国が補完役だということになると、結局は、国に頼ったり国が行政指導したり、といったことになってくる訳です。大きなところが補完するのではなくて、身近なところの柔軟性を守るとというのが、EU 的な補完性の原則だと思います。そうではなく、「これが日本的な補完性の原則なのだ」というならば、それはそれで構わないのですが、通常の考え方としては、この原則の意味は、共通の基盤というものを、まずルールメイキングしましょうということ、しかしそれを杓子定規に使わないで、一定の幅を持たせて自主性を任せましょう、というように位置つけるべきではないのかなと思います。

**水口委員** まず、今の藤井先生の代表性の話には大変共感いたしました。私も賛成です。特に、だからこそ本当に意見のある人が円卓会議に入ってこなければいけないと思いますし、そのためにボトムアッププロセスと言われているものがあって、それがうまく機能するように設計していただきたいと思っています。そのような意味でいいですと 3 の「円卓会議の機構と運営についての考え方」の部分で、もう少しボトムアッププロセスを具体化するようなところを考えてほしい、そのように思います。それから、もう一つビジョンの話に戻らせていただきますと、私も全体としてまずビジョンを考えることは大変大事であると思っており、そのような意味では皆様のご意見に賛成です。しかし、そのビジョンを誰が決めるべきなのか、ということに関しましては、堀田さんがおっしゃったことに私は共感いたします。つまり、ビジョンというものが、政府には政府のビジョンがあるということは当然でございますが、それが日本国としてのビジョンであるのかどうかはまた別の問題で、日本を代表している政府なのですけれども、しかし国民にはそれぞれの価値観があるわけですので、それは、やはりマルチステークホルダーフォーラムの中でこそビジョンを最初に議論すべきだと思います。谷本委員、阿部委員のおっしゃることもそのようなことであろうと思いますけれども、マルチステークホルダーフォーラムの中でこそ、まずビジョンの議論をしていく必要があるだろうというふうに思います。

ただ、もう一点追加で申し上げたいのは、従来の経済計画が出た時のように、日本全体として、非常にいわゆる価値観が共通しているのではないかと思われた時代、とりあえず復興しなくてはいけないというようなそのような時代ではなくなりましたので、比較的価値観が多様化している時代であろうと思います。ですので、あまりビジョンの話だけを延々と続けていきますと、いつまでたっても終わりが無いということになってしまいまして、かえって実効性のない会議になりかねない。従って、ビジョンの議論は、一番最初、大事だと思いますけれども、大きな方向性を共有する、ということをまずしていただく、それはおそらく共有できると思うのです。その上で個別具体的なテーマや課題についての議論をはじめべきだろうと思うのです。そして、個別具体的なテーマや課題について議論する中でこそ、本当の意味でのビジョンが少しずつ醸成されてくるのではないかと、そんなふうに思っています。以上です。

**上妻委員** ビジョンの話が出ているのですけれども、ここで話し合うテーマというのは、基本的に何を話すのか、何を話題にするのかということと、それから、それをどのような組織でやるのかということだと思っております。

しかし、何を話すのかの大枠は決まっています、SR の話を扱うことになっています。ただ、マルチステークホルダーフォーラムというような形の物事の決め方をする時には、既存の議会、審議会、検討会などと明らかな違いがある訳で、同じものであればそれに任せればいいわけですから、やる必要がありません。マルチステークホルダーフォーラムのような方法は、複数の相互に利害を持つステークホルダーが存在し、会ってよく話し合わないと思いの一致が見られないような問題がある場合、それが社会にとって大きなインパクトがある時に、もっとも適切な物事の決め方であると思います。その最たるものが、国会とか、議会なのでしょうが、ここでは、国民個人が基本単位になって代表を送り、間接的に物事を決めるというスタイルになっています。ところが、マルチステークホルダーフォーラムの場合には、単位が利害を共有するグループごとになっています。それぞれ利害のあるグループを基礎として、対立関係のあるテーマを扱うということになりますから、その各グループごとにビジョンの話は違って当然だろうと思うのです。ただ、物事を決めていくときに、ビジョンが違っていると決まらないのかということ、そのようなことはなくて、目的が決まっていれば、多少自分のビジョンとは違って合意するということはあるわけですから、そういったビジョンをあらかじめマルチステークホルダーフォーラム内で共有する必要はそれほどない気がします。

当面、マルチステークホルダーフォーラムで取り扱うべきテーマは、大きなコンフリクトが複数のステークホルダー間にあるような話で、相互に理解し合えないと解決できない問題であろうと思います。これらを解決するために一番簡単な方法は、法律が何かで決めてしまえば良いのですが、そこまではする必要が無かったり、合意のプロセスが重要であるような問題や、民で考えなければいけない問題、例えば企業と市民社会をめぐる問題のよ

うに、法律よりは合意にもとづいて解決した方がいい問題も扱うべきテーマになるうかと思えます。そういった問題の特性はマルチステークホルダーフォーラムという意味決定方式にもっともマッチするのだと思うのです。とにかく、問題の整理を行いながら運営しないと、他で話した方がいいようなことまで扱わなければならない、効果が上がりません。きちんと目的を絞った方がいいような気がいたします。

**高委員** 今日いただいたもので、特に固めていかななくてはいけないのは5ページ目、6ページ目のところあたりでしょうか。「審議事項の決定に当たっての3原則」や、それから、最後の「その他のルール」のところになってくるのでしょうか。動き出すと、結局この原則に照らしてどうなのかということを考えていかないけないと思うのですが、こういう原則的なアプローチと、もう一つ、我々というか、実際の円卓会議のメンバーが作業をやっていく時に考えなくてはいけないプロセスというのはだいたい5段階くらいあると思うのですね。

一番最初に、議題を作りあげるときの基準がいると思うのですね、どのような基準であればとりあげるべきなのか、ここはやっぱり押さえておく必要があるだろうと。

それから二番目は、その議題をとりあげたときに、逆だということもあるかもしれませんが、参加者を誰にするかという選択の基準ですね。その議題を取り出したときに、その人はその分野のことに非常に詳しくて、非常に有益な情報をここに提供してくれるのかというようなところか、どのような基準にするか分かりませんが、そこで選んでくると、先程の代表性の問題にもなりますけれども、おそらく本当にその人が全体を代表しているのかということも議論してしまうと誰もいないと思います。我々は有識者といっていますが、本当に有識者の代表かということそうではないわけですよ。ですから、この議題に関して、どのような人を選ぶのかという基準を、だいたい決めておくというのがおそらく二番目にやることだろうと。

それから三番目に、議論していくうえでの基準といったら良いのでしょうか。あくまでも、やはり建設的な議論をするということ、あるいはお互いをたてて、それから、とにかく解決策を見つけるという、そのような姿勢が基準の中におそらく入ってくるのではないかと思いますけれども、それが三番目。

それから四番目は、決定する意味での基準というところですね。民主的な手続きを踏んでいけば、例えば多数決というのもオーケーでしょうけれども、とりあえずこの問題に関して、こういう人達を呼んでこようということで議論をするわけですから、難しいかもしれませんが、全員合意でなかったらおそらく駄目だろうと思うのです。それくらい議論をしなければいけないと思います。お互いが合意できるようなところ。

それから最後が、決めたことを実行するときの基準、ルールみたいなところですね。これぐらいに分けて、流れのなかで具体例を入れて流していくと、こことここをちゃんと決めておかないと流れないということが見えてくるのではないかと考えています。ですから、

この原則はこれで結構ですけれども、具体的に進めていくときの基準というの、もうすこし固めていく必要があるのではないかなと思います。

それから、これも難しいのでしょうけれども、ステークホルダーの中に、もし可能であればマスコミ関係者にも入ってもらいたいというふうに思います。マスコミの方はこういう委員会に入ることを嫌われますけれども、別にこれは政府主導ということではありませんので、可能であれば入れていただくとありがたいと思います。

**城山委員** 今の高先生の話にも絡むのですが、三つぐらいに分けて少し意見を述べさせていただきたいと思うのですが、基本的なコンセプトと仕組と先程議論されたテーマの話なのですが、ひとつ、抽象的な言い方から入りますけれども、今日の資料 6 は論点メモなのでこれで良いと思うのですが、この仕組は、目的は何なのかということを書き込んでおく必要があるのだらうと思います。つまりミッションステートメントというのはすごく大事で、ミッションの絡みで、今提供されているのは資料の 5 で各種文書に入っている言葉を引かれているのですけれども、微妙に皆違うのですよね。例えば一つ目の国民生活審議会の意見だと 3 ページ目のあたりで「包括的な透明性のある対話の場を作ります」という「対話の場」というのはここではキーワードですね。ところが、これが「イノベーション 25」にいくと、ある意味具体的な話に踏み込んでいるわけで、「取組促進に向けたステークホルダー会議を作ります」と、「取組促進」というかなり具体的なスペシフィックな響きをもっています。それと今度、最後の閣議決定で「日本経済の進路と戦略」となると「信頼関係の確立」は大事だと「信頼関係の確立」というのが目的になっている訳ですね。日本でこういうものを作る時の目的は何かということの整理はきちっとしておかなくてはいけない訳で、おそらくその時に、資料 7 でご紹介されているような欧米のマルチステークホルダープロセスというのはひとつの参考になりますが、どこをいれてどこをいれないのかという、そこの整理がおそらく必要になってくるのであらうと思います。それに関連して言えば、例えば資料の中の整理でいうと、目的が例えば、「意思決定」、「合意形成」、「意思疎通」とありますが、これはそれぞれかなり違う訳ですね。本当はここで何をやるのか、私が今まで議論を聞いていた感触で言うとおそらく「意思決定」ではないのではないかと、あくまでフォーマルプロセスがあるわけです。議会にしろ何にしろありますと、行政の裁量かもしれませんと。あくまでもここは、ベストで出来たときに関係者がかなりの程度で合意する勧告案のようなものを作りますと、案を作るということがひとつの目的の最小限にあるのだらうと、それから場合によっては、上妻先生の議論だとあまり広げな、ということになるのかもしれませんが、必ずしも案を作らなくても良いという場合もあるのかもしれない。社会のビジョンなんかを議論する時には、おそらく関係者によって当然違う訳ですけれども、世の中の論点が結局何なのかという透明化がきちんと出来ていない。社会的議論がそもそも促進されない背景にあるので、そのような意味ではオプションを提示するだけでもいい。ビジョンのオプションでも良いのかもしれない。そこまで広げるの

かどうか、その選択肢は色々あると思うのですが、現実的リソースも考えて、ある程度決めなければいけないことなのだろうと思います。

この絡みでテーマの話を二番目にさせていただくと、私自身は、ビジョンの話をする、個別のテーマというのは、論理的には、今言ったように、両方有り得るのだろうなと思いますが、やはり個別のテーマもきちっとやるのはすごく重要なのかなと思います。それはどのようなことかという、「規制から規律へ」というのはある意味、行政サイドが書かれた文章なので、そのような意味ではリアリティはあるのですが、つまり、個別には規制でやろうと思ってもできないことがあるということを感じているステークホルダーが現にいるということですね。行政の中にいらっしやると、例えば行政自身が自分達だけでできないと思っている話を一体どうやって連携したらできるのですかということ、連携してはじめてできるものというのはいり得る話で、そのようなものをうまくつけて、連携してやることによって問が解けるという例を作ることがすごく大事なのだと思うのです。そのような意味でそのようなテーマは、ここでは社会的責任投資や調達の話が一応、決めうちの書かれています。本当にこれが良いかどうかは議論しなければいけない話で、書かれているということはある種のリアリティがあるから入っているのだと思いますけれども、社会に一番重要な問題だから扱おう、というよりは、連携して初めて動く問題の例をどうやって見つけるかというのが、このプロセスにとってかなり重要なので、そのような個別イシューで適切なものをどうやって見つけるかということ、を丁寧にやった上でですが、走らせるということは大事なのかなという気がします。

それから最後は仕組の話なのですが、藤井委員、水口委員から議論があった点は全くその通りだと思っていて、仕組でいうと、部会が現実的にはキーになると思うのです。総会はある程度全体をマネージしていて、多少利害関係でごちゃごちゃするかもしれないが、全体をまわしていきましょうというそのようなある種、色々なセクターの座った人達がいる場というのがおそらく大事で、その後個別のテーマをやっていくと、個別のテーマごとにステークホルダーはみんな違う。例えば事業者と一括していますけれども、地球環境問題の例で言えば、交通などの話で言えば、例えば運送業者と小売業者と全然違うかもしれませんし、ステークホルダーは個別ごとに違って、そのような人達をうまく集めてくるということが議論の上ですごく大事なのです。確かに自主性はすごく大事なのですけれども、場合によってはこの人は大事だということであれば無理矢理にでも引っばってくる、説得するということをししないとプロセスは動かない。そこをどうやるかが話の肝で、おそらく代表者を見つけるかとか、うまく連携するとうまくいくかどうかをアセスメントする、ステークホルダーアセスメントなどそのような言い方をする時もあるが、それをやるのが一番重要な作業で、結局それを誰がどうやってやるのかが鍵なのです。審議会というものがありませんが、審議会は事務局の方々がそれなりに努力して、お忙しいのだと思いますけれども、関係者や、この会もそうですが、色々、どのような人がいるのか聞いて回って、こういう人だとうまくいくでしょうというふうにセッティングするわけですね

れども、そのような仕組、その作業をもう少し透明に、社会全体としてやっていくしかけをここで作る必要があって、代表者を探してくるとか、ある種恣意的にならざるを得ないのですが、テーマに則して探してきて、これがうまくするとその連携で解けるかもしれないかどうかをアセスメントするという、そこの担い手をどう見つけるかが最大のポイントで、そのアセスメントというかステイクホルダーアセスメントを結局どうするのが一番鍵になるのかなという気がします。

最後に一言だけメンバーについてなのですが、先程高先生が、マスコミが入った方が良くというのは社会全体意識喚起を考えるとすごく重要な点で、今、案ですごく面白いと思ったのは、これをどう具体化するかだと思いますが、マルチステイクホルダーに行政が入っている訳ですね。今までだと、行政は事務局で、支え役で、メンバーが社会から色々来ましたという形でやっているが、行政はステイクホルダーとして入るということもあり得る、しかもマルチの省庁が入り得る、誰が仕切るかということは逆に難しくなると思いますが、行政の相互の話は、先程も計画の話がありましたが、縦割りと言いますけれども、私は縦割りと言っているだけで、ある種思考停止のところがあると思っていて、行政の縦割りというのは当事者ご自身がそれぞれ利益を持っているということではありますが、背景としている社会が違うので、行政で縦割りがあるということは、社会の中はもっと割れている。そういったものを引き出してくるというのは大事で、縦割りというのは悪い話ではなくて、むしろ多様な社会の意見を吸い上げる一つのチャンネルでもある訳で、だとすると行政が色々な立場の者が出てきて透明に議論をするというのは意味があって、マネジメントをどうするかは大変だと思いますが、メンバーに行政というのが、ここに入っているというのはある種、画期的な意味があるのかなという気がします。以上です。

**松本委員長** どうぞ他にご意見ございませんか。

だいたいビジョンの話と、それから、ステイクホルダーの代表性的話、それから個別の運営にあたってのプロセス等の話があったかと思います。ビジョンに関しては、資料6の1ページが、目指すべき社会像ということですから、一応内閣府として考えられているほんわかしたビジョンかなと思うのですが、これよりもっと明確な国家戦略のようなものを、というような感じのご意見もあったかと思いますが、他方でそのようなビジョンが決まらなくとも色々合意形成してやっていくべきこともあるのではないかという意見もございますから、ほんわかした方向性の中で、個別の議題についてマルチステイクホルダーフォーラムで議論していく中で、もう少しビジョンが共有できるものが出てくるというような、両者が一緒に動いていくものかなという気もいたします。

もう一つ、代表性に関しては、誰かが行動主体となって、その人が何かをするについて関係するステイクホルダーから意見を聞くという、そのようなダイアログ的なものであれば、従来の審議会は、行政が何をやるかを定めるために、色々な人を呼んできて、意見を聞くから、行政はステイクホルダーではなくて行動主体であるということだろうし、CSR

として企業が何をやるかということであれば、同じような感じになると思うのですが、今回の場合は、それぞれが行動主体として参加しようというようなイメージだということになると、行政は行政の役割があって、誰にとってのステークホルダーかということ、行政以外の主体にとってのステークホルダーということになるのでしょうか。企業にとって、行政はステークホルダーだし、NGO にとってもそうだという側面がおそらくあるのだろうと。そのように考えていきますと、従来の審議会であれば、委員は団体を代表するという立場の方もいらっしゃいますが、そうでなくて個人の有識者でもかまわない、ということで、それぞれが、それぞれの見地で、きちんと意見を言えれば良いのだと、例えば、消費者代表として、消費者団体の役員でなければならぬのか、おそらくそうではなくて消費者の立場から意見を言えれば、審議会としては十分なのでしょう。しかし消費者のステークホルダーが、消費者として何かをやるという観点でマルチステークホルダーフォーラムに参加する、あるいはNGO として、企業として、ということになると、一企業の非常に見識の高い経営者の方が入っているだけだと、わが社はこうします、私はこうしますというコミットメントはできるでしょうが、団体として、もしくは、もう少し大きな、ステークホルダーのある程度まとまった層としてのコミットメントにはならないのではないかなという感じがします。したがって、単に個人ベースだけで選んで入っていただくというのだと、今回の円卓会議の意図は十分には果たせないのではないかという印象を持っております。

藤井委員どうぞ。

**藤井委員** 今、言われた点は大事な点だと思います。フィットする代表は誰かというのは非常に難しいのですが、円卓会議に並ぶ委員の方と、実際はそれを運営していく上で、事務局の作業が大事になってくる訳です。EU の場合は、私の知る限りではマルチステークホルダーの場に限らず、基本的に欧州全体をカバーする業界団体というのはあまり実質的な力がないように思います。影響力があるのは、やはり個社、個別の会社ですね。そのテーマについて、一番知見を持っている個別の会社、あるいは、個別の人が影響力を持ちます。そうした企業や個人は、表にはなかなか出てこない。しかし EU の欧州委員会がドラフト案を作る時には、委員会は個別の会社、個別の識者から聞いて瀬踏みをするといえます。経済界の中では、当然、特定のテーマについては、その分野に強い企業がコミットしているということは前提になっています。業界団体というのは、EU と日本ではちょっと環境が違いますけれども、なんというか中間的な、平均的な答えになってきますから、お互いに競争している企業にしてみれば、業界の意見に縛られたくないという面も一方である訳です。もちろん、日本のマルチステークホルダー会議を進めていく上において、EU をすべてコピーする必要は全くありません。日本とは環境が違いますし、コピー自体、出来ないと思います。委員会の運営ということであれば、選ぶ委員については、例えば、個別の名前を出して良いのか分かりませんが、経団連の現会長は大変だと思うので、前会長の奥

田さんであったり、あるいは同友会の小林陽太郎さんのような方々で、この人ならば、もちろん全産業をカバーできないけれどもこのフォーラムで目指そうとしているこの国の社会的責任、個々の企業の社会的責任を含めて、一家言を持っているような人を選びたいと思います。事業者として、功なり名を遂げた人は、事業分野は違えども、個社のことだけではなくて、国全体のことについて意見を言えるはずです。あるいは他の分野の方、消費者団体、労働組合の方も、そのような方がいらっしゃれば選ぶ。ボトムアップのチェックもいると思いますが、一方でその方にすべてを任せるわけにいかないという点もあります。事務局の方が今言われたように、具体的に、事業者、NPO、労働組合等の方々が、一体何をこの場で問わなければいけないのかということについては、最先端の人あるいは企業の意見を吸収して、一種のドラフト案みたいなものを作ってまわるという作業が伴わないとスムーズにいかない。いずれにしても、委員会を作って意見を出してもらって、その議事録をまとめて、という今までの審議会方式では動かないと思います。マスコミについても、マスコミにいた個人的な経験からいうと、マスコミ代表も日本新聞協会などの業界団体を中心にするよりも、個別の人で、マスコミ内でも、この人ならいいという個人を軸に是非選ばれたらと思います。

**浜辺委員** 社会的責任の取組を促進するというにあたって重要だと思うのは、いかにそのようなものに参加する人を広げるかということだと思うのです。つまり、どちらかというと社会的責任について関心を持っているとか、それなりに考えている人達というのは、どちらかというと質の良い人達であり、今日の全体の中身を伺っていても、こういうことができたら良いなという、こういうことに関わってくる人達というのは良い人達ばかりなのですが、問題なのは、そんなものは俺は関係ないよとか、俺はそんなことは知らないよというような人達が多くて、こういったものをせっかく色々やっても、なかなかそれが浸透しないというのは、好きな人がやっているのだから俺は関係ないという人が多いのでは、いつまでたっても話は進まないわけですね。どうやってそのような人達を引き込んでいくかという、そのような仕掛けをどんなふうにしていくかということが、私は社会的責任の取組促進というときの課題だと思うのです。そこで、ステークホルダー円卓会議というのは、ある意味では、国全体の、参加者が全員参加する、代表が全部出てくるということはありませんし、むしろその中の、ごく一部の関心を持った人達だけが出てくるのはやむを得ないような気がします。ただ、そこで出てきたものをふまえて、その中でいかに、例えば、中には法律の問題もあるかもしれないし、どこが法律であり、どこが法律ではない方策、いわゆるソフト・ドロー的なものを使うのかという、そのような施策を総合的にどのように組み合わせてやっていくのかということが課題だと思います。この円卓会議については、いわばステークホルダー的な人たち、とりあえず、これはあくまでも、ある種サンプル、それは日本の場合であれば業界団体かもしれないのだけれども、そういったような人たちの集まりは、たまたま、日本での組織化の経緯の中ではそのようになっていくも



のであって、必ずしも諸外国はどうだから、どうあるべきだということではなくて、日本は日本なりのやり方でやらざるを得ないのではないかと感じがするのです。むしろ、私が重要だと思うのは、どのようなものを社会的責任が取組促進できるような仕掛けがうまくできるのか、その辺りの仕掛けの作り方をいろいろと知恵を出して作っていく、そのような問題がむしろ重要なのではないかと思います。ですから最終的に例えば合意云々とおっしゃいますけれども、合意というのはあくまでもそこに参加している人達だけの合意であって、そこに参加していない、俺は関係ないという人達は、おそらく合意はしていない、合意はしていないのだけれども、しかしそのような人達を巻き込んで、どうやって社会的責任の考え方を推進していくのかということを考えないと実効性が無いものになってしまうのではないかと、そのように思います。

**谷本委員** 藤井さんの言われていることと、ちょっと違う考えです。有能な代表者を出す、というのが審議会だと思うのです。マルチステークホルダーのフォーラムであるから、やはり団体の代表だと私は思うのです。その人が平均的な意見だというのは、それはそうなると思います。その人が出てくる時に、その人の思いつきをその場でしゃべってもらうのではなくて、その場に出てくるまでに、うちとしてはどのような考え方があるのだ、あるいは会議ではこういう意見が出てきてどうするのだというようなことを、一つの代表としての意見として出てくるのではないかと。ですから、そこに出す人が必ずしもトップでなければいけないということではなくて、その中できちっと意見をまとめられてここで言える人を出せば良いと思うのですけれども。基本的にマルチステークホルダーフォーラムでヨーロッパでやったのも、政策決定の場とは、またちょっと違うわけです。先程城山委員が言われたように一つの提案になってくる。そこで決定するわけでも確かにないわけです。正規で選ばれて代表として出ているわけでも何でもありませんから。ですけれども、多様な団体がどのような意見を持っているのかということ、その下の部会で揉んで、その代表もまた、部会の中での議論を踏まえて、また意見を、そしてまた持って帰ってくるわけです、そのようなイメージだと私は思います。

**水口委員** 基本的なイメージは私も同じでございます。代表の話は難しいのですけれども、資料の「審議」という言葉、それから今使っている「代表」という言葉、これらの言葉を少し変えた方が良いのではないかと思います。「審議」であるとか、「代表」という言葉に私たちは引っばられて、ちょっと違う議論をしているのではないかという気がいたしました。それは私が、マルチステークホルダーフォーラムというものと審議会との決定的な違いは、こういうことだと思っているからです。つまり審議会というのは、代表者が色々な方の意見を聞いた上で、政府に提言をして、最後に政府の政策にも反映する、そのようなタイプのものであろうと思います。これに対してマルチステークホルダーフォーラムというのは、政策を決定するためのものではなくて、各ステークホルダーが議論を戦わせて、

私はこういうことをやるよという約束をしにくる場なのかなという気がします。例えば企業の方はこんなに環境配慮した製品を出しているのに、消費者は買わないじゃないかと、だから困っているのだと言い、消費者の方は、企業は、例えば環境に良い製品は店の前の方に出ていないから買いにくいではないかと、投資家は環境に良い企業を選びたいと思っているのに情報が無いではないか、いや、企業はこんなに情報を出しているのに、誰も読んでいないではないか、あるいは投資家が、社会的責任投資をしたいと思っているのに政府にこういう規制があるから、なかなかできないではないかというように、もしこういうことを相手がしてくれたら私達はこういうことをするのに、というような思いがいろいろとあると思います。そこで、では企業はこういうことをしてくださいよ、そうすれば、投資家としてはこういうことをするよ、消費者はこういうものを買ってくださいよ、であれば企業はこうしますよ、政府は、余計な規制のここはやめてくれ、そしたら投資家はもっと自由に良い投資ができるのだ、そのような意見交換をした上で、あなたがそれをするなら私達はこれをしましようという約束を持って帰る場なのではないかと思うのです。では約束を持って帰ってできるのか、例えば NPO の人が私はこれをやると言っても、それは NPO は別に強権的な組織ではありませんから、自分はやるといっても他の NPO はやってくれるかどうかは分からない。しかし少なくとも私は NPO の一員として仲間の NPO にこういうことをやろうという説得をしてくるよ、ここで得た意見を NPO に持ち帰って、この考え方を他の NPO にも伝えて、それを広めるように努力をしてくるから、だからあなたも頑張ってください。企業の方も、おそらく奥田さんや小林さんの話が出たのは、奥田さんや小林さんのような方が言って下されば、多くの企業もついてくるという意味なのかなと思っています。それは経団連がやる方がいいのか、そのような有識者の方が良いのかは分からないが、企業側も、それは政府が強制するものではありませんから、自主的な取組として、我々もこういうことをするよと、それを自分がやるだけでなく、業界や事業者団体にも説得をしてくる、うまくいくかどうか分からないけれども、できるだけ、そのようなことを進めていくよ、政府もこういう規制を無くしたらうまくいくのか、逆になるほどこういう制度や規制を作った方がいいのか、それをやるように努力するよという約束をするのです。しかし政府の政策は議会で決めるものだから国会がウンと言わなければ法律は変わりません。だから、努力はするけれども最後は国会で決めることですよ、あるいは内閣が決めることですよ、だけれども、その努力はしますよ、そのような約束をしにくる場ではないかなと思います。つまり、これは政策を決定するという場ではなくて、むしろ政策そのものなのです。安全・安心な社会を作っていく上で規制をするという方法では今までできなかったから自己規律でやりましょう、その自己規律を生み出すための場として円卓会議を設定しようというわけで、そのような場なのだろうというふうに思います。そのような意味でいうと審議ではなくて、議論、あるいは意見交換、あるいはコミットメント、そのような場なのではないか、代表ではなくて、何でしょうか、参加者なのか、参加して働きかける、そのような言葉の方が良いのではないかと少し思いました。

**藤井委員** 私が言った話が続いていますので、もうひと言、発言します。論点は、まさに今、水口さんが言われたように、この場は何なのかということですね。なぜこのフォーラムを作るのかということに帰着すると思います。つまり、既存の団体から意見を聞けばいいという話なのか、あるいは、識者個人の識見を集めるのかという選択ことの問題だと思います。私は基本的に今回の議論は、審議会に言われたのは、これまでの政府主導のルール作りでは、充分ではないという問題意識から発していると思います。審議会では「協働」という言葉を使っていますが、新しい経済社会システムを作るうえのルール作りに、多様なステークホルダーの意見をただ、要求するだけじゃなくて、それぞれが引き受けて、やってください、そのような場を場として作ろうということではないでしょうか。フォーラムでの議論の中身は、先程のビジョンの議論でありましたけれども、多様なものがテーマになるでしょう。要は、フォーラムというのは、今までの政府任せ、政府への一方的な要求、あるいは政府の方針を受けるといった関係ではなくて、それぞれのステークホルダーが対等な形で参画するものだと思います。そのような理解を進めていくとすれば、業界団体からのヒアリングは当然あるでしょうけれども、業界団体代表でなくて、自ら責任を引き受けて議論できる人、意見を言える人、行動できる人、実際には、そういう人は少ないですけども、日本社会を見渡して、そのような人を選んでいくべきだと思います。もちろんそれらの人たちが全てを代表していなくても、この人の意見は聞いてみたい、この人は自らの意見を引き受けるだろうと思われる人たちの場にすべきだと思います。その人たちの意見を、そのそれぞれの業界団体なり業界だけではなくて、消費者を含めて、多くのステークホルダーが、もっともな意見だと、自分もその要求にコミットしようというような共感を引き出す場が望ましい。そこでの議論には当然、新たな規律も入ってくるかもしれないし、法律も変えなければいけないかもしれないし、あるいは、企業が引き受けること、あるいは個々の人が引き受けねばならないことも入ってくると思います。そのようなことを幅広く議論していただく場とすれば、従来型の業界団体、業界団体を嫌っているわけではないのですが、やはり個人個人が責任を引き受けられるような、そして、引き受けて議論できるような場にしようということではないかなと思います。審議会が述べた課題から拝読してのことです。そのようなことで提起したわけです。

**秋山委員** 先程の水口先生の意見に大変共感致します。すでにご意見として出ていますけれども、まず制度設計をするにおいて、この場をどのような場にするかという、目的とこの場での目的は何なのかということを決めるのが一番重要だと思うのです。私は個人的には、まずマルチステークホルダー、マルチな利害を持っている人たちが集まるというだけでも、意味があるのではないかというふうに思っています。そこでお互いがどのような利害を持って、SRに対してどのような認識を持っているかということをお互いに同意はできなくても、少なくとも認識をシェアと言いますか、共有できる部分は共有し

ていく、その中で様々な具体的なテーマを取り上げていくのだと思いますが、そこで何らかの共通点を見出していこうという、そのような議論をするということだけでも意味があるのではないかと思います。ここで意思決定をすとか、そこまでできれば理想的だと思いますけれども、あまり最初から、何か1つのことを決める、これを絶対実行しなければいけないのだ、というところまでの高望みをしなくてもいいのかなという気はしております。その意味で、代表というのは、確かに、谷本先生もおっしゃったように、すでにステークホルダーという塊があって、そこを代表できる人がいれば、もちろんそのような人が出てくるというのが理想的だと思いますけれども、現実には全くそうになっていないと思います。特にNPOという、NPOの代表って誰なの、となるわけです。あるいは、NPOを取りまとめる団体というのはそもそもあるのか、という話にもなります。ですからあまり、ステークホルダーの代表にこだわらず、NPOならNPO各種ありますけれども、参加している人たちを説得して、自らやっっていこうという気概がある人といいますが、リーダーシップを発揮できるような人を選んで、働きかけをしてもらえるような、代表というよりは参加者という感じになるのでしょうか、そのような方がいいような気がします。それからビジョンの話ですけれども、私は目指すべき社会像という大きな枠組みが共有されていけばいいと思うのです。そこでビジョンをどうするかということをお話よりも、まず方向性が共有されていないと、そもそも出発しないと思うので、その部分は、そもそもこれは安全・安心で持続可能な未来のための民の自主的な取組を支える環境整備を目的として、と資料にもありますし、また、資料の6の最初に、目指すべき社会像、といくつか出ていますけれども、大きな枠組みが、最初に確認されていけば良いのではないかと思います。あとは具体的にどのようなテーマを取り上げるかというのを、話し合っていくというのはあるかと思います。それともう1つ、資料6の中で非常に重要だと思うのは、5ページ目の3原則です。当たり前ですが、この3原則を共有できて、そしてこれに反しないという人たちが、参加しないと、あるいは、6ページのその他のルールを守るということを前提に参加者が集まらなないと、建設的な議論はできないと思います。この原則の確認、更に原則を追加すべきかについては議論するべきかもしれませんが、この確認が非常に重要なのかなと思います。

**阿部委員** 今までの議論を見ていく中で、この円卓会議の性格なのですが、EUと違って日本型の円卓会議というのがあるかどうか分かりませんが、日本の今までの社会的事情といえますか、行く末を踏まえながら考えていくのが良いのかなと思います。今日の資料にもMSPのプロセスという中で、かつて、92年の地球サミットの後に、国連にCSDが作られた、CSDは毎年5月に会合をしています。私も参加したことがあります。NGOから政府、企業、いろいろなところが、いろいろな会合を国連の中でやるわけです。それがMSPの最初の例だと思うのですが、ずっと続いています。あれに基づいて、日本でもJCSD、CSD Japanが作られて、そこにはNGOと政府、すべての省が入っていたと思うのですが、

本来、そこが、そのような MSP の実行する場だった訳ですね、日本で最初に。ところがそれが実行できなかった。6月にも申し上げたが、なぜ実行できなかったのかと、そこから私たちが学ぶことがあるのだらうと。今回制度設計を議論するにあたって。そこを代表性の問題はいろいろありました。そのようなことを含めて、そこがどうしてなのか、そこから是非学ばなければいけない。MSP 自体が、いろいろ先程ご議論ありましたが、代表性の問題というのはちょっとおいて、これは学びの場なのだらうと思います。MSP 自体には代表というか、話し合う人しか出ていませんが、これが当然公開であり、互いに意見の違う人達、同じ問題について問題を共有するけれども、意見が異なる、そのような人達が一定のルールにのっとり、議論しあうのは非常に大事なことです。それを当事者だけではなくて、まさにすべての日本のステークホルダーを問わず、これを共有するという事は大事です。ですから今回 MSP を日本で作った時に、この円卓会議のこの議論を、とにかくここで終わらせるのではなくて、あらゆる層に伝えていく、つまり、その問題意識を共有化していく、そこがすごく大事なのだらう、この学びのプロセスによって、さらに、なんらかの合意形成なり、ある一定の社会的な合意ができていくのではないか。それはどのような合意かという、持続可能な未来に向けての何らかの合意ができていくのだらうと、そのような意味では、この円卓会議を本当に広く知らしめるとい、そのようなことも、この制度の中に是非組み込んでいただきたいと思います。以上です。

**小畑委員** 先程からさまざまなご意見が出ておりますが、だいたいひとつの方向にまとまりそうな感じで、私自身も発言させていただこうかなと思ったことは、委員の先生方が皆さんおっしゃいましたので安心したような次第でございます。それで一番大切なことは、いうまでもないことですが、最初にきちっと明確化していくということが、たぶん、その後の混乱を避けるうえで非常に重要だということを改めて思っている次第です。以上でございます。

**高委員** 少し先走っていることを申し上げますけれども、次回欠席させていただきますので、おそらく機構と運営をみていきますと、総会があって何本も部会を用意してスタートする。特にいろんなステークホルダーが集まって議論すべき議題をとりあえず出してくださいということになれば、大変な数のものが出てくると思います。そうするとそれでいくという方法もあるでしょうが、私はやはり小さく作って大きく育てていくことのほうが合理的じゃないかなと思います。ひとつは成功例を出して雛形を作って、そこから広げていくようなやり方で進めていただきたいなというふうに思っています。そうしますと、最初にどのような議題を選んでやっていくかということは、すごく重要でして、私はまだ頭のなかであまり整理できてないですが、例えば、国民全員を巻き込めるようなものをやっぱり最初、スタート時点で欲しいなと思います。それから成果がやっぱり目に見えるようなもの、本当に行なっているようになっていけると実感できることで、それが実際達成で

きたときにみんながハッピーになれるもの。そんなものが、あるのかといわれるかもしれませんが、これでやってほしいということではなく、手っ取り早いのは、温室効果ガスを国民全体で減らしていこうというのがすごくわかりやすいと思うのです。これは環境省がやっていることで、ここがやることではないという議論もあるかもしれませんが、ある、一ステークホルダーだけに任せたらできないことでしょうし、丁度リサイクルでゴミを捨てようと思って、分ける仕組みがなかったら一般の生活者は分けたいと思ってできなかったわけですね。だからその連携がうまくいけば、もしかしたらここで成功すると、日本は世界のモデルになる可能性だってあるわけですね。これでやってほしいというわけではないのですが、今言いましたとおり国民を巻き込んで、成果が目に見えて、みんなが共に、これは私にもプラスになるなというもの、これはまさに安全の問題とも関係してくると思いますので、議題を選ぶ時、今、特に注意して基準を明確にした上で選んでいただければありがたいなと思います。

**松本委員長** あと、時間はほんの少しですけれども、議題について少しご意見を伺うということにいたしましょうか。

**阿部委員** これは谷本委員もおっしゃったと思うのですが、今回の議題の全体的にはいいと思うのですが、(1)の のですか「規制から規律へ」、この今の時代の中にはこういったものもあり、当然よろしいのですが、例えば、先程温暖化の例が出ましたけれども、これは規制が非常に大事でして、それが、まだ日本ではできてないわけですよ。このような状況下で規制から規律へというのはしおかしいだろう。つまり規制すべきものは規制すべきだと。私はそう思っています。全く日本は京都議定書を守れていないと、それでその後どうしようかというみたいな話で排出権取引だと、それはおかしいだろう。だからこういうことはちゃんとやるべきだ。規制をしながら、なおかつ規律ということもやっていくのだという。ですから始めから「規制から規律へ」を出してしまうと、もうその辺の規制はしませんよといっているわけで、それはおかしいと思うのです。規律だけなら京都議定書はいらないですよ。ここはちゃんと書き方を換えて出していきたいと私は思っています。

**上妻委員** 何を話しあうかというところですが、私も高委員の意見に賛成で、やっぱり小さいものを大きく育てるといようにしないと、絶対うまくいかないだろうと思います。なぜかという、あまりに大きな構想だからです。先程来、誰を代表に呼ぶかというかという話題が出ていますが、ステークホルダーとして塊がちゃんとできているものはわかりやすいのです。例えば産業界とか労組なんかは、割と組織がちゃんとできていて利害を共有している人たちが集まっている。ところが、NPO というと、たぶん1個1個が個別のステークホルダーグループなのです。各NPO間で著しく利害が相反していたり、それぞれの

NPOの中でも構成員の利害が相反していることさえあります。ただマルチステークホルダーフォーラム方式で合意を形成したり、何かを決めていく時、先程委員長がおっしゃたように、参加者は各ステークホルダーグループで主体として行動する人たちがくるはずですから、そこで決めたこと、話し合ったこと、合意が形成されたようなことは、それらの参加者を通して各ステークホルダーグループの行動をある意味で拘束していくこととなります。しかし、これは自主的な取り組みですから、問題があまりにも大きすぎたり、話し合いがうまくまとまらなかったり、進まなくなったりするような問題を取り上げてしまうと、そこで頓挫して、フォーラム自体が継続できなくなるようなことも起こります。ですから、各ステークホルダーグループまたはその代表となる参加者が、それぞれが達成感を感じられるような身近なテーマを取り上げて、成功例を少しずつ積み重ねていくことで、次の大きなステップに行けると思います。

場合によっては、NPO、消費者のようなステークホルダーグループでは、複数の参加者を呼ばなければいけなくなるかもしれません、その人たちを、総会に呼ぶほうがいいのか、もしくは、部会に呼んだほうがいいのかは考える必要がありますが、ケースバイケースで個別に対応していくしかないだろうと思います。とにかく、いまは実績を積み重ねることが一番だろうと思います。

**城山委員** 直接的なテーマはないのかもしれませんが、基本的な方向性としては小さく生んで大きく育てるという方向性はすごくいいと思いますが、なかなか決めうちは怖いなというところがあると思います。社会的責任投資にしろ、温暖化もたぶんありうると思いますが、何がそのような問題か探るプロセスを、少し、どのような形でやりうるかという議論もあると思いますが、丁寧にやる必要があると思います。それを今年度中にやるのか、来年始まってからやるのか問題です。来年始まってから何をやるかと議論していきますと気が抜けてしまうかもしれませんが、先程のビジョンの話ともからむのですが、たぶん思わぬところに共通解がある可能性があると思います。ある意味幅広にどのようなことが問題で、どのような人が関係者で、どのような人に動いてもらうと実はうまくいくけれど、なかなか世の中で議論されません。たぶん社会の人それぞれ色々考えていることはあると思うので、そこは多少広めにビジョンを議論するという訳ではなく多少広めにそのようなものも、いろんな社会のステークホルダーを幅広くむしろあさって色々聞いて、そこで、ここはウィンウィンの共通解がありそうぞという、プロセスを通してみつけて、その上でそれをやるという。1回少し前提のプロセスをおいたほうが、いいような気がします。ただそこは、時間をかけすぎるとモメンタムが落ちるということと、そこは高所的にやりすぎる手続き論的になって、それこそ今度は誰を聞くのか、さっき誰を代表にするかと同じように、ぎちぎちやってしまうとおもしろい意見も出で来なくなるので、適度なインフォーマルな形で何が問題か、という問題発見プロセスをちょっといれられるとおもしろいのかなという気がします。

**谷本委員** 今の意見と全く同じです。いきなり、例えば、安全・安心のための製品の安全性とか、食の安全とかをやると、たぶん安全・安心という最初の枕詞に合うのかもしれませんが、地球温暖化の問題もそうなんですけど、初めからそのようなことを具体的に、いきなりやるのではなくてですね、そこのところを考えましたけど、全く同じことを今言われましたので繰り返しませんけれども、少しそのような、どのようなことを、こういう持続可能な未来のために、社会性に関する研究会というか、円卓会議の中で議論したほうがいいのだろうか、みんな何を考えているのだろうかということを、ちょっとやった方がいいかなとそれは思います。その中で、ある程度大きなくくりをするというときに、完全ゴールまで行かないにしても、ある程度の方向性めいたところで、ではこういう点を具体的にやっていきましょうということはあると思います。それから、NPOの代表については、日本NPOセンターが全て代表しているわけではもちろんないわけで、だからこれはまさに、この資料で書かれたようなですね、個々の代表が可能な限り出てもらって、部会を形成して、そこから誰かが、やっぱり代表なので、参加者なのでもちろんパーティシペイトするのだけれども、ひとつの代表であって、ここのいろんな意見が出たことをぶつけて、また戻ってきて、ここで議論するということになると思います。以上です。

**上妻委員** すいません。ちょっとお二人に質問なのですが、事前のプロセスは大事だと思うのですが、それを円卓会議で最初に決めるということですか。それとも、ここで大体決めるということですか。

**城山委員** そこは論理的には両方あり得ると思うのですね。つまり我々としてはこういう仕組みを作りたいという提案をすると言うか、議論するのだとすると、例えばこういうのにどのようなテーマがあり得るか、たぶんセットで議論になる訳ですね。今回のフォーマットもそうだったと思うのですけど。だとすると、こういうのが本当にどのようなことがあり得るのかということ、ここの場として例えば今年度中に終わらせたいのだとすれば、我々なりのステークホルダーはどのような人か、さっきいろいろ議論したような、ある種ジレンマを抱えながらやってですね、いろいろ聞いて、実はこういうところは接点がありそうだよと、たぶんそこは完璧に決めなくても良いと思うのですね。例えばこういうのがどうも共通項として、議論として、あり得るかもしれませんと、あるいはこういうのは重要だけれども、たぶんここは関係者の意見が割れる話でしょうということを、マッピングをやって、つけておいて、セットで提示するということは十分あり得ると思うのですね。それはけっこう手間はかかるとは思いますけれども、本当に来年で動こうと思うのであれば、そのくらいしておかないとしょうがないと思うのですね。

もうひとつは、確かに始まってから、自分たちは制度設定をどうやるのかと考えて、まさにそれをもう一回やるということは可能だと思いますが、たぶんそのプロセスでまた



半年とかかかってしまうので、そのような意味で言うとモメンタムが失われてしまうのかなという点は若干危惧します。

**松本委員長** 今の点に関しましては、おそらく事務局の方が、個別のステークホルダーグループと既に接触をされていると伺っていますので、正式発足してから議論するのではなくて、この研究会における制度設計の議論と並行して、ステークホルダーの方々からこういうテーマを是非取り上げたいというような意向を聞いていただいて、そこでコンセンサスがとれてやろうというテーマが、この研究会のメンバーとしても非常に重要だと一致すれば、丁度ふさわしいことになるかと思えますので、少しそちらの方のプロセスを進めていただきたいと思えます。

**城山委員** 一言だけいいですか。そこを多少透明に、どうやるのかというのがポイントで、色々なことを色々な人が言うわけですね。その多様性を見れることは大切で、通常は何かそうやってサウンディングしてですね、ここまで行けそうだと、そこだけ出てくる訳です。これを議題にしましょうと。そうではなくて、色々な人が色々なことを考えていて、幅があるということが重要な情報なので、そのうえで、どうもこの辺は行けそうだと、このプロセスを透明にするというのが大事なのと、本当は、これはその課題発見プロセス自身が、たぶん実質的には、行政の方にかなりの部分をお任せせざるを得ないのですが、多少、行政の人だけがやったのではないのですよ、という形をどうやって作れるか。その外部の、少し余力のある方がそのようなことに関わるとかですね。それもワーキンググループのテーマとしてもあり得るかもしれませんし、ちょっとその工夫を同時に、ある種エクササイズだと思うのですけれども、やっておいたほうが良いのかなという気がします。

**松本委員長** あと今との関係で残るのは運営委員会と言いますか、将来、円卓会議ができた場合のその事務局にどのような人が入って、どのように運営していくかというのが、今の課題設定をどうするかという話と密接に絡んで、重要なテーマであると思いますが、あと5分程度しか残っておりませんから、たくさん議論することはできませんけれども、何か運営委員会の在り方についてご意見ございますか。

**高委員** これは話しを進めていく中で決まったことなのでしょうけれども、運営委員会としては、いくつか部会ができますよね。その部会の中のテーマを運営委員会で決めるとするのは、ちょっと合理的ではないような気がするのです。部会がどうなるか分かりませんが、労働関係をやるところがあったり、環境関係をやるところがあったりとか、あるいは地域との格差の問題とかね。そうすると、やはりその部会で決定していくのが合理的だろうなと。ですから、課題を選ぶときの基準だけ明確にしておきませんか。

んでこれになったのかと、それに合致するかしないかというところを、そこを運営委員会でもう一回チェックするというような形でいいのではないかと思います。

**松本委員長** 今日の予定の時間は、もうあと5分ということでございますが、何か言い残した点等ございましたらお出し下さい。内閣府の方から何かございますか。

**岩崎企画課長** 本日はみなさまから多様な意見をいただきまして、そういった意見につきまして、各ステークホルダー団体の方に集まっていたいただきまして、どのようなやり方が最もワークするかということを重点的に議論していただきたいと思います。

#### 4. 閉会

**松本委員長** それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。これにて第一回の研究会は閉会します。事務局より、次回の研究会について、ご連絡をお願いいたします。

**事務局** 第2回の研究会は、来月10月11日木曜日に、時間は本日と同じく10時から開催を予定しております。開催場所につきましては、追って、メールにて、差し上げたいと思います。なお、本日の研究会につきましては、運営要領の規定に従い、内閣府ホームページ等において、議事要旨及び議事録を公表させていただきます。

**松本委員長** 本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。